

議案第25号

残波岬ボールパーク機能強化工事請負契約について

令和7年2月13日指名競争入札に付した工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、読谷村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年読谷村条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 残波岬ボールパーク機能強化工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 金85,800,000円
- 4 契約の相手方 住 所 読谷村字長浜1436番地
商号又は名称 有限会社たまたつ
氏 名 代表取締役 玉城 榮子

令和7年3月3日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

収入印紙

貼付欄

建設工事仮請負契約書

1. 工 事 名 残波岬ボールパーク機能強化工事
2. 工 事 場 所 読谷村字宇座地内 (ZANPAプレミアム残波岬ボールパーク)
3. 工 期 自 読谷村議会の議決を経た翌日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4. 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯 公共建築工事標準仕様書のとおり

5. 請 負 代 金 額 ¥85,800,000-

〔 うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 〕 ¥7,800,000-

6. 契 約 保 証 金 ¥8,580,000-

7. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

8. 特 約 事 項 な し

上記の工事について、発注者と受注者とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7 年 2 月 20 日

発 注 者 読谷村長 石嶺 傳實

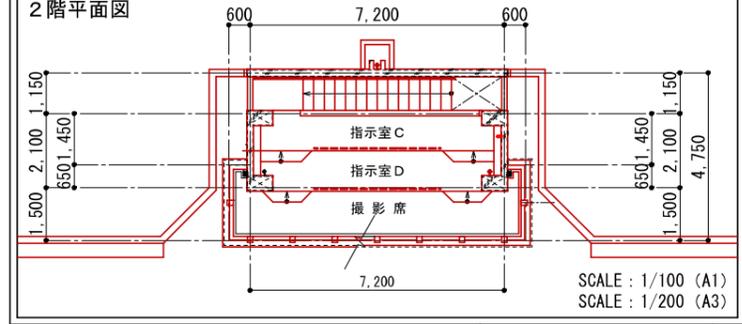
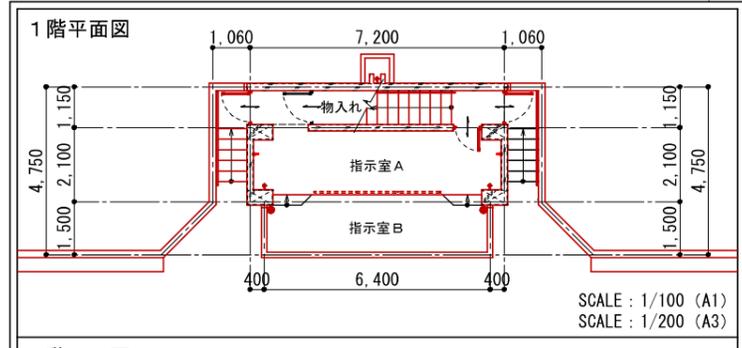
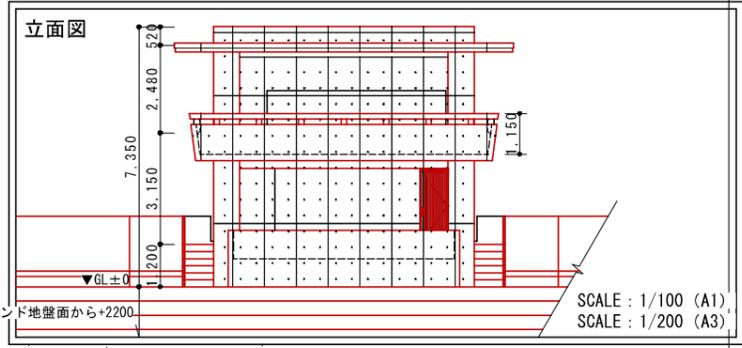
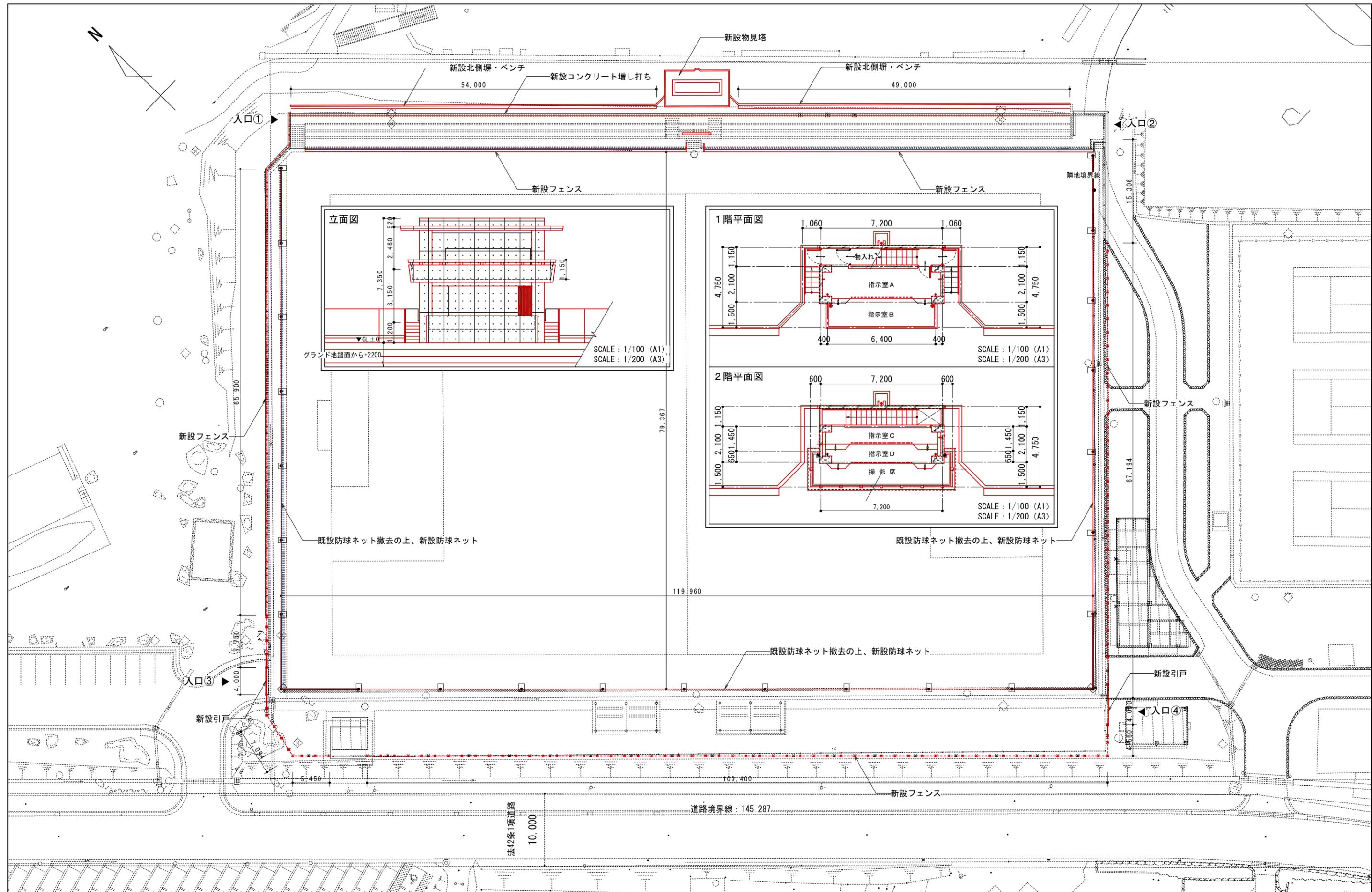
受 注 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字長浜1436番地

商号又は名称 有限会社たまたつ

氏 名 代表取締役 玉城 榮子 印

工事名： 残波岬ボールパーク機能強化工事

入札業者	入札結果		
	回数	最高額(円)	最低額(円)
(有)大協建設 (株)沖秀建設 (有)有志建設 (株)山中組 (株)池原建設 (有)たまたつ (有)AU企画	第1回目	(株)池原建設 (86,000,000)	(有)たまたつ (78,000,000)



発注機関	検印	工事名称	図面名称	縮尺	年月日
読谷村	管理 設計 製図	残波岬ボールパーク機能強化工事	全体平面図	1/250 (A1) 1/500 (A3)	2024.08.30
令和6年度		工事場所 沖縄県中頭郡読谷村字座地内(残波岬サッカー場)			図面番号 A-00